

(協議日) 令和 6 年 6 月 12 日
 (変更日) 令和 7 年 3 月 4 日
 (名 称) 清須市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

◆ 目 的

清須市は、充実した鉄道網・道路網により周辺都市との連携が図られている反面、市内は鉄道網・主要道路と庄内川、新川、五条川によって分断されています。さらに、市街地の道路幅が狭く、市内の移動利便性が低いという課題を抱えています。

こうした地域特性をふまえ、**第2次**清須市地域公共交通計画を策定し、高齢者や主婦層等の移動制約者の日中の交通手段の確保を目的とした「きよす あしがるバス」を運行しています。

◆ 必 要 性

「きよす あしがるバス」は、4路線運行しており、主に商業施設や公共施設、鉄道駅などへの交通手段として利用されています。

市内には3事業者による9つの鉄道駅がありますが、商業施設や公共施設と離れた場所に立地している駅も多く、鉄道のみでは市内を細かく移動することが困難です。

また、路線バスは名古屋市営バスの停留所が1箇所あるのみで、こちらも市内移動には利用できません。

そこで、「きよす あしがるバス」を鉄道路線のフィーダー系統として運行することで、鉄道駅までの移動手段としての役割を果たすとともに、高齢者や主婦層等の移動制約者をはじめとした市民の市内移動のための生活交通を確保する必要があります。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

清須市地域公共交通計画にて次の目標を設定し、これに基づき、事業を実施しています。

① 収支率

| 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 |
|---------|---------|---------|
| 7.9% | 7.9% | 7.9% |

※目標値は、清須市地域公共交通計画策定時の実績等をもとに算出した運賃収入見込み及び運行事業費見込みから算出した令和 6 年度収支率 (7.9%) を使用しています。令和 7 年度以降も同水準で維持することを目標としています。

(2) 利用者数(年間、1便あたり)

| ルート | 項目 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
|---------|-------|---------|---------|----------|
| 全 体 | 年 間 | 92,500人 | 96,200人 | 100,100人 |
| | 1便あたり | 5.7人 | 5.9人 | 6.2人 |
| オレンジルート | 年 間 | 15,000人 | 15,400人 | 15,900人 |
| | 1便あたり | 3.8人 | 3.9人 | 4.0人 |
| グリーンルート | 年 間 | 28,100人 | 29,300人 | 30,500人 |
| | 1便あたり | 7.1人 | 7.4人 | 7.7人 |
| サクラルート | 年 間 | 29,600人 | 30,800人 | 32,100人 |
| | 1便あたり | 7.5人 | 7.8人 | 8.1人 |
| ブルールート | 年 間 | 19,800人 | 20,700人 | 21,600人 |
| | 1便あたり | 4.6人 | 4.8人 | 5.0人 |

※目標値は、清須市地域公共交通計画策定時の利用者数の実績及び直近の利用者数の伸び率(3.8%)をもとに算出した値を使用しています。

(3) 市の財政負担額(利用者1人あたり)

| 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
|-------|-------|-------|
| 900円 | 900円 | 900円 |

※目標値は、清須市地域公共交通計画策定時の実績等をもとに算出した運賃収入見込み及び運行事業費見込みから算出した令和6年度財政負担額(900円)を使用しています。令和7年度以降も同水準で維持することを目標としています。

(2) 事業の効果

清須市コミュニティバスを運行することにより、半径1km以内にバスの停留所、鉄軌道駅などが存しない交通不便地域(対象人口約5,700人)の高齢者や主婦層などの日中における移動制約者が、公共施設や商業施設、鉄道駅などへ行くといった日常生活に必要不可欠な移動手段を確保することができます。

また、市域内にあるJR東海道本線、名古屋鉄道名古屋本線・犬山線、東海交通事業城北線の各鉄道駅と接続することにより、より広域的な公共交通ネットワークを構築することができます。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- 利用促進策として、啓発イベントや1日無料デーの開催するほか、バスの乗り方教室を実施するなど利用方法の周知に努める。(清須市、市民、運行事業者、学校)
- バスロケーションシステムや乗換案内サイトの積極的な活用を促し、地域公共交通全体の利便性向上を図る。(清須市、運行事業者)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

(1) 路線図

別添1 「きよす あしがるバス 全体ルート図 令和4年10月1日」参照

(2) 時刻表・運行期間

『時刻表』

別添2 「きよす あしがるバス 時刻表 令和4年10月1日」参照

『運行期間』

本計画期間は令和6年10月から令和9年9月までとしますが、永続的な事業としての取り組みを想定しています。

※ 運行路線、便数などについては、道路状況の変化や公共施設の集約・再配置などによる市内移動ニーズの変化等に適切に対応するため、必要に応じて、清須市地域公共交通会議の協議を経て、変更することとします。

(3) 運送事業者の決定方法

平成26年6月に開催した平成26年度第1回清須市地域公共交通会議において協議した結果、平成26年10月1日以降の運送事業者について、国土交通省が定めた「コミュニティバスの導入に関するガイドライン」による運行主体の選定方法を考慮し、総合評価型プロポーザル方式により特定することが了承され、平成26年8月、清須市ホームページや公益社団法人愛知県バス協会を通じて運送事業候補者を公募し、選定を行った結果、つばめ自動車株式会社を特定しました。

当該契約の契約期間が3年間であったことから、平成29年8月にも総合評価型プロポーザル方式により運行主体の選定を行い、つばめ自動車株式会社を特定しました。

当該契約の契約期間が2年間であったことから、令和元年7月に再度、総合評価型プロポーザル方式により運行主体の選定を行い、つばめ自動車株式会社を特定しました。

当該契約の契約期間が5年間であることから、令和6年7月に再度、総合評価型プロポーザル方式により運行主体の選定を行い、つばめ自動車株式会社を特定しました。

(4) 地域内フィーダー系統の補足資料（既存交通や地域間交通との関係や整合性、新規性等を説明した資料）

令和2年3月からは、新型コロナウイルス感染症の流行により、利用者数が大幅に減少したことから、安心してご利用していただけるよう車内の換気及び手指消毒液の設置のほか、光触媒による抗菌抗ウイルス施工等の感染防止対策を実施しました。

令和4年10月には、令和2年度に実施した市民アンケート調査等を踏まえ、ルート・ダイヤ改正を実施し、オレンジルートは、「清洲市民センター」付近の経路を見直し、近接する「清洲城」と統合し「清洲城・清洲市民センター」に名称変更しました。

また、サクラルートは新たに「清洲総合福祉センター」を経由し、当施設へのアクセス利便性を改善するとともに、名鉄新清洲駅北口ロータリーの整備に伴い「新清洲駅北口」を新設しました。

その他、「西枇杷島中学校」、「長者橋東」及び「蓮花寺」は危険と判断したため廃止しました。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

本市から運行事業者に対して、運賃収入を運行経費から差し引いた差額分を負担しています。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・収支率等の数値指標について、実績報告や一般会計決算に基づき評価を実施している。
- ・定期的にアンケート調査を実施し、利用者のニーズや移動実態を把握している。
- ・毎月、運行事業者の実績報告から、バス停別、便別、曜日別にそれぞれ乗降者数を整理している。

7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付

人口集中地区以外人口（令和2年国勢調査）

9, 198人

（人口総数 67, 352人、人口集中地区人口 58, 154人）

交通不便地域人口（半径1キロメートル以内にバスの停留所、鉄軌道駅が存しない地域）

5, 781人

（清洲・清洲東・春日小学校区の一部、清洲小学校区の一部及び新川・桃栄小学校区の一部）

清須市の市域内には鉄道駅は存在していますが、バス路線はほぼない状態で、市内移動の交通手段は脆弱でした。また、市内の生活道路網は、市域を流れる庄内川・新川・五条川の大きな河川、JRや名古屋鉄道などの鉄道網、名古屋第二環状自動車道や名古屋高速道路、国道22号・302号などの大型道路網などによって制約を受け、必ずしも交通利便性が高いわけではありません。

特に、上記指定を希望する地域は、半径1キロメートル以内にバスの停留所、鉄軌道駅等が存しない集落であり、最寄りの鉄道駅へは、徒歩や自転車、マイカーでの送迎に依存する他はない状態にあります。

別添3「清須市人口集中地区境界図」、別添4「清須市における交通不便地域の指定を希望する地域図」参照

11. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

サクラルートを運行する車両（日野ポンチョ）及びオレンジルート・グリーンルートを運行する車両（トヨタハイエース）について、耐用年数を経過していたことから、安全な輸送を確保するために、令和2年に新規車両を各1台購入しました。

なお、車両サイズについては、走行経路に狭隘な道が多く、3ルートともに現行車両よりも大型の車両では走行が困難となることが想定されることや、現行車両よりも小型の車両とした場合は乗車定員が減少しタクシー対応が増加するおそれがあることから、現行車両と同等サイズの車両としました。

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

| | | |
|--------|----------------------|--------------------|
| 導入候補車両 | 日野ポンチョ (ショートボディー) | トヨタハイエース |
| 対象ルート | サクラルート | オレンジルート グリーンルート |
| 導入時期 | 令和2年2月 | 令和2年3月 |
| 導入台数 | 1両 | 2両 |
| 車いす対応 | 対応可 | 対応可 |

(2) 事業の効果

平成30年10月にブルールートの新設に伴い増備した車両1両に加え、耐用年数を超過して運行しているサクラルート・オレンジルート・グリーンルート車両を新規車両に更新することで、引き続き安全な運行を確保することができます。

また、オレンジルート・グリーンルート車両については、車両更新に伴い乗車定員が8名から10名に増加したこと、更新以前より効率的な運行が可能となりました。

なお、ブルールートについては、耐用年数を超過したため補助外となります。

13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」を添付

車両の取得を行う事業者 つばめ自動車株式会社

負担者 同上

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

| |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 該当なし |
| 16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| (1) 事業の目標 |
| 該当なし |
| (2) 事業の効果 |
| 該当なし |
| 17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 |
| 該当なし |
| 18. 協議会の開催状況と主な議論 |
| <p>■令和2年 3月19日 令和元年度第4回清須市地域公共交通会議 清須市地域公共交通計画（案）について協議・承認</p> <p>（中略）</p> <p>■令和3年 6月 9日 令和3年度第1回清須市地域公共交通会議 清須市地域公共交通計画に係る取組状況の評価（案）について協議・承認 コミュニティバスのルート・ダイヤ改正（案）について協議・承認 清須市生活交通確保維持改善計画（案）について協議・承認</p> <p>■令和3年 8月23日 令和3年度清須市地域公共交通会議専門部会 コミュニティバスの運行計画見直しに向けた検討について協議・承認</p> <p>■令和3年12月20日 令和3年度第2回清須市地域公共交通会議 令和3年度地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（案）について協議・承認 コミュニティバスの運行計画見直しに向けた検討について協議・承認</p> <p>■令和4年 3月29日 令和3年度第3回清須市地域公共交通会議 コミュニティバスのルート・ダイヤ改正（案）について協議・承認</p> <p>■令和4年 5月24日 令和4年度第1回清須市地域公共交通会議 清須市地域公共交通計画に係る取組状況の評価（案）について協議・承認 令和5年度清須市生活交通確保維持改善計画（案）について協議・承認</p> <p>■令和4年12月21日 令和4年度第2回清須市地域公共交通会議 令和4年度地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（案）について協議・承認</p> <p>■令和5年 3月20日 令和4年度第3回清須市地域公共交通会議 令和5年度清須市地域公共交通会議歳入歳出予算（案）について協議・承認</p> <p>■令和5年 5月29日 令和5年度第1回清須市地域公共交通会議 清須市地域公共交通計画に係る取組状況の評価（案）について協議・承認 令和6年度清須市地域公共交通計画別紙（案）について承認・協議</p> <p>■令和5年10月16日 令和5年度第2回清須市地域公共交通会議 令和5年度地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（案）について協議・承認</p> <p>■令和6年 3月18日 令和5年度第3回清須市地域公共交通会議 令和5年度清須市地域公共交通会議歳入歳出予算（案）について協議・承認</p> |

- 令和6年 6月12日 令和6年度第1回清須市地域公共交通会議
清須市地域公共交通計画に係る取組状況の評価（案）について協議・承認
令和7年度清須市地域公共交通計画別紙（案）について承認・協議
- 令和6年10月15日 令和6年度第2回清須市地域公共交通会議
第2次清須市地域公共交通計画（素案）について協議・承認
- 令和6年12月23日 令和6年度第3回清須市地域公共交通会議
第2次清須市地域公共交通計画（案）について協議・承認
- 令和7年 3月 4日 令和6年度第4回清須市地域公共交通会議
第2次清須市地域公共交通計画（案）について協議・承認

19. 利用者等の意見の反映状況

地域交通法の法定協議会である清須市地域公共交通会議は、その設置要綱第3条で「住民又は利用者の代表」を会議の構成員として規定し、その規定に基づき、自治会の代表者や公募で選ばれたバス利用者が委員として参画しています。

本計画は、コミュニティバス運行に寄せられた意見や要望、市民アンケート調査の結果、これまでの地域公共交通確保維持改善事業に関する評価結果など、清須市地域公共交通会議で報告され、協議した内容を踏まえて、住民や利用者等の意見が反映される仕組みを設け、市内の交通ネットワークを確保・維持するとともに、市内移動の交通利便性の向上を念頭に置いて策定しました。

20. 協議会メンバーの構成員

| | |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 住民又は利用者の代表 | 住民5名、利用者（公募）2名 |
| 学識経験者 | 名古屋大学大学院環境学研究科附属持続的共発展教育研究センター臨床環境学コンサルティングファーム部門 教授 |
| 愛知運輸支局長又はその指名する者 | 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局 首席運輸企画専門官（企画調整担当） |
| 愛知県の関係行政機関の職員 | 愛知県都市・交通局交通対策課 担当課長 愛知県尾張建設事務所 維持管理課長 愛知県警察本部西枇杷島警察署 交通課長 |
| 旅客自動車運送事業者及び関係団体の職員 | 名古屋タクシー協会 専務理事 公益社団法人愛知県バス協会 専務理事 つばめ自動車株式会社 バス事業部係長 つばめユニオン 執行委員長 |
| 市職員 | 清須市 企画部長 清須市 建設部都市計画課長 |
| 市長が必要と認める者 | 東海旅客鉄道株式会社東海鉄道事業本部 名古屋鉄道株式会社地域連携部 交通サービス担当課長 JR 東海交通事業株式会社鉄道部 輸送課長 |

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 愛知県清須市須ヶ口1238番地
 (所 属) 企画部 企画政策課
 (氏 名) 市江 良隆
 (電 話) 052-400-2911
 (e-mail) kikakuseisaku@city.kiyosu.lg.jp